

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年12月14日 開会時間・午前・午後11時53分 閉会時間・午前・午後 0時31分
出席者	後藤 國弘 後藤 徹 野口 佳宏 南谷 佳寛 山田 紘治 南谷 清司	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見書の発議について ○ 委員会のオンライン開催実施要綱について ○ 委員会任期の取り扱いについて ○ その他 	

【開会=午前 11 時 53 分】

後藤國弘委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。川柳委員から欠席の連絡を受けております。

本日の審議事項は、タブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおりであります。

ふるさと納税制度の制度改正に関する意見書ですが、これについて議会運営委員会で発議するかしないか、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

野口委員

発議していただきたいと思っています。すみませんが、前回説明させていただいた意見書の文章ですけど、5行目の「その対応に追われる事態が発生しているため」とあるんですけど、「発生しています」に修正いただきたいと思っています。

後藤國弘委員長

国への提言ですので、総務省になるかと思っています。そのほかご意見ございますでしょうか。

(発言なし)

後藤國弘委員長

それでは、発議するという意見でよろしいでしょうか。

(異議なし)

後藤國弘委員長

発議するということで、発議する意見書の取り扱いについては、局長から説明をお願いします。

議会事務局長

意見書を発議することが決まりましたので、意見書の取り扱いを説明させていただきます。意見書について、最終日22日に議会運営委員会で発議いたします。それに伴い、最終日の本会議前に議事運営のための議会運営委員会を開催しますのでよろしくお願いいたします。最終日の議事運営について、現在の予定ですが、現在審議中の案件を採決していただいた後、意見書の発議について、提案者議会運営委員長から説明いただき、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきますのでよろしくお願い申し上げます。最終日につきましては午前9時30分に議会運営委員会を開催したいと思いますので、委員の皆さんは9時30分にお集まりいただきたいと思っています。

後藤國弘委員長	<p>局長の説明のあったとおり進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。</p> <p>次に、委員会のオンライン開催実施要項について協議したいと思います。前回11月24日、要綱案及び市議会議長会の例のほか、参考にした他市議会の例との対照表をお配りしております。ご意見などありましたらご発言願います。</p> <p>(「やってみなわからんな」と呼ぶものあり)</p>
後藤國弘委員長	<p>ご意見ございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、この委員会で素案を全員協議会で説明していきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、常任委員会の任期の取り扱いについて協議したいと思います。この件に関しましては、令和4年の議会改革特別委員会で協議され、常任委員会の任期を2年間としてはどの方向性を見出すことをもって当委員会に引き継がれ、令和5年5月に全員協議会へ中間報告が行われております。その後、協議において2年間の任期で活動し、委員会活動計画と合わせて協議してはどの意見がありました。まず、現時点での議会改革特別委員会における委員会活動計画の協議の状況について、議会改革特別委員会委員長により説明を願いたいと思っております。</p>
南谷清司議員	<p>議会改革特別委員会におきましては、常任委員会任期見直し後の委員会活動として、前回から引き続き協議してきました。委員会活動計画案はお手元にお配りしております委員会活動の活性化についてとなります。</p> <p>委員会では常任委員会活性化の考え方として、まず理念になりますが、常任委員会が所管する政策課題への取り組みの充実が1番の目標になると思います。そのためには、各委員、議員それぞれの取り組みの充実が必要、委員会が活性化するためには委員がしっかり取り組まないといけない、それがあってこそその常任委員会の活性化、これが基本的な理念です。</p>

	<p>そのための対策の第1は、常任委員会が主体的に取り組む。常任委員会が主体的な活動を行うことが活性化につながるので、委員会自身が活動計画を作成する。また、重点テーマの決定に際しては重点テーマごとに担当委員、議員を決め、担当委員が責任を持って計画を立案し、検討を進める。委員会が自分たちで分担を決めて、自分たちでがんばりましょうということです。</p> <p>第2は各委員、議員の意識を高める。各委員、議員が自分事として重点テーマを捉え、理解を深めるとともに委員会活動を通して重点テーマに対する委員、議員自身の意見をまとめる。与えられたものを考えるというのではなく、自分事としてテーマを捉え、自分自身、委員自身の意見をしっかりまとめていくということです。</p> <p>第3は市民のチェック機能を設ける。委員会活動計画と活動報告、各委員、議員の重点テーマに対する意見をそれぞれ議会ホームページを通じて市民へ公表し、市民から意見をもらう。活動した結果は各委員、議員の意見、委員会の意見も含め、全体をホームページで公表するということです。裏面に活動計画の様式がございます。以上、委員会の協議経過についてご報告いたしました。</p>
後藤國弘委員長	<p>ありがとうございます。議会改革特別委員会委員長は退席いただいて結構でございます。</p> <p>(南谷清司議員退席)</p>
後藤國弘委員長	<p>ただいまの説明及び方向性などを踏まえ、ご意見などありましたらご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>当委員会において引き続き委員会任期の取り扱いについて、全議員に説明し、最終的に条例改正に向けて進めていきたいと考えますが、本日までの協議結果をもとに全員協議会での説明を議長に申し出たいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>では、そのように進めさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>

山田委員	常任委員会の1年を2年にするということですか。
後藤國弘委員長	任期を延長することを議会改革で決定したものが議運に 来ていますので、
山田委員	議長は2年に変えなくていいか。
後藤國弘委員長	今回議会改革から提出されているものは委員会のみでござ いますので。
山田委員	議長もやらんといかんと思うけど。
後藤國弘委員長	議会改革特別委員会では委員会のみ任期2年の話し合 いがされています。もし議長もということであれば違う方 向性も。
後藤國弘委員長	<p>(「そういう意見があったという話だけしておけばいいん じゃない」と呼ぶものあり)</p>
後藤國弘委員長	<p>そうですね。基本的に2年になって、何を委員会でやっ ていくかということで、今回の考え方が議会改革特別委員 会で検討され、議運にということ、そのように進めさせ ていただきます。よろしいですか。</p>
後藤國弘委員長	<p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>よろしくお願いたします。 そのほか何かございますでしょうか。</p>
野口委員	<p>議会運営委員会でも全員協議会でもお許しをいただい て、12月8日までに各議員の皆さんにご意見を聴取する ということで、歯科口腔の関係の推進条例ですけれど、政 策的なご意見は1件ありました。佐藤議員から嚙むとか顎 とか咀嚼の関係の条文を入れてほしいという話があったの ですが、口腔機能の文言に全て入っているということで、 佐藤議員には話をしましたが、口腔機能という文言で施策 展開等々をしていきたいと思えます。白黒なんです、基 本的な施策の実施、第11条(5)ですが、歯科医師会の 役員会からご指摘をいただいたのですが、「オーラルフレ イルを早期に発見し」と今は直っていますが、以前は「把握</p>

	<p>し」だったので、これは「発見し」のほうがいいでしょうというご指摘をいただいたので、「把握し」から「発見し」に変更させていただきました。ご意見ご指摘はそういったところで、今後、例規審査を議会事務局から総務課の行政係に依頼して、例規審査が終わった時点で来年の1月の中旬から2月の中旬にかけてパブリックコメントを実施していく流れになりますので、よろしく願いいたします。最終日に全協があるだろうと思いますので、全協でも各議員の皆さんに条例の最終案をお示しして、ご説明をさせていただきたいと思います。</p>
後藤國弘委員長	<p>全体的なスケジュール感としてはどんな感じになりますか。</p>
野口委員	<p>今後のスケジュールとしてはちょっとお話しをしましたが、今定例会最終日開催予定の全員協議会において、このような感じで全協で各議員の皆さんに最終的な条例案をお示しして、ご意見は12月8日で締め切っているのも、またご意見等々があったらパブコメでお願いしますということをお願いしつつ、パブコメを1月中旬から2月上旬までやって、議会だよりが2月1日に発行されるので、議会だよりにもパブコメを開催していますのでご意見くだされみみたいな案内ができるのかなと思っています。パブコメをいただいて、意見等々があると思うので、回答しながら担当課と歯科医師会の皆さんとも意見を調整して、変えなければならない事項があったらば変えさせていただいて、3月議会に向けての議運でお示しし、議案として上程させていただきたい。そういう流れです。</p>
山田委員	<p>条例化について否定もなにもしないんですが、今までも高齢者にはがきが来て、やってくださいとか、行政もそれなりに進めてきているので、これを作ることによって何か負担がかかるようなことになってはいかんし、そういうことはありませんか。</p>
野口委員	<p>負担というのは行政側に対してということですか。</p>
山田委員	<p>全体で、これを作ることによって、市民も含めてそういうことは起きてこないですか。</p>
野口委員	<p>これは議員の皆さんの意見もお聞きしたんですけど、担</p>

	<p>当課とも意見交換をさせていただいて、負担という話にはならなかったので、担当課が了解していますし、市民の皆様に対しても何かを課すようなことはないので、啓発ですとか、議員提案なので、議会側から何か提案があったときはしっかりと施策を講じてくださいと財政上の措置とか書いてありますので、特に負担というようなところはないと思っております。</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、そのようなスケジュールでよろしくお願いたします。</p> <p>そのほか何かありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>議長さん何かありましたらお願いします。</p>
藤川議長	<p>条例の関係ですけど、提案する前に文言の修正を、第2条の(2)と(5)に「もの」が平仮名になっているところがあるので、漢字に直したほうがいいと思います。</p>
野口委員	<p>例規審査で。</p>
藤川議長	<p>例規審査で直ったものをみんなに配るということですか。</p>
野口委員	<p>全協で配らんといかんよね、配る前に直して、健幸の「幸」の字とか、ちょっと確認していただいていいですか。健幸の「幸」の字、本当に大変で、全部じゃないので、それは例規審査で。</p>
議会総務課長	<p>例規審査ですが、パブコメには間に合いますけれども、最終日の全員協議会に例規審査が反映されたものをお配りするのは難しいと思われま。</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、健幸づくり推進条例についてはそのように進めていただきたいのでよろしくお願いします。</p> <p>そのほか何かございますでしょうか。</p>
藤川議長	<p>市長から議長宛てに12月8日の栗津議員の一般質問について、一般質問の際にも重要な発言ですので調べるといったようなことをおっしゃってみえましたが、市長側で調</p>

べた結果、事実関係との相違点について指摘がございました。この関係について対応願いたいという申し入れがございました。現在、そういった申し入れがあったということ粟津議員本人にお伝えしまして、粟津議員本人も言い分と申しますか、本人からも意見をお伺いしたうえで、それらを踏まえて、対応について議運の皆さんに協議を願えたらと考えております。この関係について、粟津議員に対してはいろいろご意見をまとめるのも時間がかかるでしょうからということで、18日までに回答を文書でお願いいたしますという形で依頼をしております、18日以降、皆様にお集まりいただいて、市長からの申し入れをご確認いただいたり、粟津議員の回答をご確認いただいたり、双方の主張、言い分をご確認いただいたうえで対応を協議願いたいと考えております。よろしく申し上げます。

山田委員

一般質問の時の話ですか、議長で訂正してはいかんのか。訂正というのか、精査して。

藤川議長

議長裁量でできるものと、市長から議長宛てに文書が提出されておまして、このような相違点があると、事実と異なる点があるというような指摘がありました。当然、議長だけで判断できるかということ、内容が多岐にわたっていますので、発言内容の一つだけではなくて複数ありまして、粟津議員本人の解釈の仕方等々もあるかと思うんですけど、双方の言い分がまず大事であろうというのが一つと、もう一つは議長一人で判断できるかということ、内容がたくさんありますので、皆さんにも確認していただいて、対応についてはご協議を願えたらといった要請であります。

山田委員

事前にもらわないと、その場ではできない。

藤川議長

できましたら、今議会中に対応が必要な結論に至るようでしたらその場で結論をいただきたいですし、その後でも対応できますというご意見であればそこまで急ぐことはないのですが、今定例会中に結論が必要という判断になる可能性もありますので、できましたら今定例会中に再度議会運営委員会を開催させていただいて協議願いたいと思います。山田委員から話のありました、いきなり資料もらってもということもあります。今、私のところに届いております、市長から預かっております文面につきましては、皆さんにお渡しすることができます。次の議運までに読んで

山田委員	<p>ていただくことはできますので、そのように対応させていただけたらと思います。申し訳ないですけど、栗津議員からの回答についてはまだ届いていない状況でありますので、届き次第皆さんにお渡しして、読んでいただけるようにできればと考えております。</p>
藤川議長	<p>とりあえずは18日に来るということか。</p> <p>わかりません、16日に来るかもしれませんし、18日までをお願いしますということで依頼しています。なのでタイミング的には20日あたりがよろしいのではないかと思います。</p> <p>もう一つ、この関係とは別の案件で、栗津議員から一般質問の際に、市長の発言がハラスメントではないかといった申し入れというか、ハラスメントに関する疑義の訴えがございました。この関係についても、ハラスメント対策はやっていかないとはいけませんが、議運にお諮りして、事実関係の確認ですとか、対応についてご協議を願えたらと思っています。これも2つございますので、先ほどの一般質問中の栗津議員の発言の事実関係の確認やその後の対応、もう一つは栗津議員から議長宛てに提出されておりますハラスメントに対する疑義についての協議、対応の検討をお願いできればと思っています。よろしくお願いします。</p>
山田委員	<p>ハラスメントの問題と言ったら我々では判断できない。</p>
藤川議長	<p>というご意見もあるかもしれませんが、それを含めて対応についてご検討いただいて。</p>
山田委員	<p>専門家にある程度、これに対してハラスメントなのかどうなのかという判断をしてもらわないといかんと思いますが。</p>
野口委員	<p>まず議運で話をすればいいんじゃないですか。本会議場で起こったことなので、まず議運で。どういう文書なのかわかりませんが、話し合いをすればいいんじゃないですか。</p>
後藤國弘委員長	<p>議長からありました栗津議員からの申し入れと市長からの申し入れの件について、2点ありましたので、とりあえず内容もさっぱりわかりませんので、どういった申し入れがあったかというところを精査して、山田委員言われたよ</p>

	<p>うにハラスメントに関することであれば、そこでこれは専門家に委託しましょうとか、いろんな結論が出ると思いますので、まず議運で取り計らっていきたいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>それでは、いつやるかですけど、回答が18日期限ということなので、20日くらいでどうでしょうという議長の意見でしたが、どうでしょう。</p> <p>(「昼からのほうがいい」と呼ぶものあり)</p>
後藤國弘委員長	<p>この件に関しましては20日、1時半から開きたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>そのほか何かございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
後藤國弘委員長	<p>議会運営委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">【委員会終了＝午後0時31分】</p>